

視 察 ・ 調 査 報 告 書

< 土 木 環 境 委 員 会 >

令 和 6 年 第 3 回 沖 繩 県 議 会 （ 9 月 定 例 会 ） 閉 会 中

自 令 和 6 年 11 月 11 日 （ 月 曜 日 ）

至 令 和 6 年 11 月 13 日 （ 水 曜 日 ）

沖 繩 県 議 会

土木環境委員会視察・調査報告書

視察・調査日時

令和6年11月11日（月曜日）から
令和6年11月13日（水曜日）まで（3日間）

視察・調査場所

宮城県仙台市・宮城県富谷市

視察・調査事項

- 1 道路、橋梁の整備事業について（景観条例、景観計画及び道路植栽管理に係る取組事例について）
- 2 公害防止及び環境保全について（動物愛護に関する取組事例について）

視察・調査概要

別紙のとおり

参加委員（11人）

委員長	仲	里	全	孝
副委員長	糸	数	昌	洋
委員	喜	屋	武	力
委員	大	屋	政	善
委員	下	地	康	教
委員	又	吉	清	義
委員	玉	城	健	一郎
委員	山	内	末	子
委員	新	垣	光	栄
委員	比	嘉	瑞	己
委員	瑞	慶	覧	長
				風

議会事務局（2人）

議会事務局政務調査課主幹	上	運	天	慎	也
議会事務局政務調査課主査	宮	里	正	樹	

別紙（視察・調査概要）

1 調査事項：景観条例、景観計画及び道路植栽管理に係る取組事例について

(1) 概要説明

ア 景観条例、景観計画に係る取組について（仙台市都市整備局計画部参事兼都市景観課長 阿部 真也）

- ・景観概要について、仙台市は東西に長く、西側には奥羽山脈、東側には田園地帯が広がる。河川沿いに形成された河岸帯には緑豊かな森があり、「杜の都」として知られる。1601年に伊達政宗が仙台城を築城し、現在の青葉城の下側に中心市街地が形成された。
- ・街割りは、青葉山から東西方向に広がる奥州街道と、南北方向に広がる芭蕉の辻を起点としている。芭蕉の辻は藩政時代の経済の中心地であり、現在も商業の中心地となっている。戦後の復興で整備された青葉通や定禅寺通などのケヤキ並木が街のシンボルとなっている。歴史的な面影を残しながら、多くの緑が広がっている。
- ・仙台市の景観条例については、平成7年に「杜の都の風土をはぐくむ景観条例」を制定した。景観3原則（基本原則、市の責務、市民・事業者の責務）に基づく7つの景観形成方策を掲げている。市民、事業者、市が連携し、良好な景観を確保・発展させていくことを目指す。
- ・仙台市の景観計画については、平成22年に「仙台市の杜の都景観計画」を策定した。市内全域を景観計画区域とし、自然景観と市街地景観の2つのゾーンに分け、それぞれ特性に応じた景観形成の方針を定めている。中心部には景観重点区域を設け、仙台城跡周辺など、歴史的・文化的価値の高いエリアを保護・保全している。
- ・景観計画に基づく行為の制限については、建築物の形態・意匠、緑化、色彩、高さなど、様々な基準を定めている。景観重点区域では、さらに厳しい制限が設けられている。特に、青葉山からの眺望を重視し、周辺の丘陵を覆いかぶさない高さの制限が設けられている。
- ・景観地区については、都心部の一部エリアに景観地区を指定し、より厳しい規制を設



【仙台市から説明を受ける】

- ・ 定禅寺通など、仙台を代表する通りの景観を保全している。
- ・ 定禅寺通では、街路樹の植栽、駐車場の出入口の制限、広告物の制限などを設けている。
- ・ 景観まちづくり協議会において、地域住民との合意形成を図りながら、イベントやエリアマネジメントなど、地域の活性化活動にも力を入れている。

イ 道路植栽管理に係る取組について（仙台市建設局公園管理課企画調整課長 佐藤香代子）

- ・ 仙台市の街路樹は、明治24年に仙台市の中心部にサクラやヤナギが植栽されたのが始まりである。戦後復興で、杜の都の再生を目指し、街路樹や公園緑地が整備された。定禅寺通や青葉通などのケヤキ並木が、現在の杜の都を象徴する景観となっている。
- ・ 仙台市街路樹マネジメント方針は、令和3年6月に策定した。街路樹への愛着を深め、仙台の街路樹を内外に発信していくことを目指す。
- ・ 街路樹マネジメントを推進するための重要な考え方として、都市資源としての積極的な活用、適正な街路樹管理の推進、街路樹管理体制の充実が挙げられる。
- ・ 街路樹管理に関する取組については、1つ目として、街路樹マニュアルによる維持管理がある。街路樹マニュアルはホームページで公開しており、計画、設計、施工、維持管理に関する内容を網羅している。維持管理の方針として、統一美を重視し、樹高や下枝の高さなどを統一するといったような内容となっている。
- ・ 今後の取組予定として、業者や市の担当者が変わることによる場当たりの剪定を防止するため刈りカルテを作成し、統一的な景観形成を図っていく。
- ・ 2つ目の取組として街路樹の倒木事故防止を目的とした街路樹健全度調査を行っている。幹周り90センチ以上の樹木は、5年に1回点検し、点検結果に基づき、必要に応じて専門診断や精密診断を実施する。



【仙台市から説明を受ける】

- ・ 3つ目の取組として今年度から街路樹更新計画を実施している。適切な街路樹管理及び維持管理費の削減を目指し、間引き、改植、撤去などを計画的に行っていく。本事業により、今後50年間の維持管理費を約58億円削減できる見込みである。
- ・ 4つ目の取組として街路樹維持管理を効率化するため、高木に個別にIDを付与し、GISで管理している。これにより各高木の位置、樹種、大きさ、点検結果などを把握でき、苦情要望対応や剪定などの維持管理業務などに活用している。今後、クラウド化によるデータ更新の効率化を目指している。
- ・ 5つ目の取組として公園樹・街路樹剪定技能講習会を、宮城県造園建設業協会が主催している。年2回開催され、受注者及び発注者を対象に、街路樹、公園樹の樹木の剪定技術の向上と継承に努めている。
- ・ 6つ目の取組として、「杜の都の環境をつくる条例」に基づき、幾つかの街路樹、並木を保存樹林として指定している。
- ・ 街路樹管理に係る予算と組織について、令和6年度当初予算は、約12億円であり、街路樹管理費の約半分が除草と低木の刈り込みに充てられ、剪定が3割弱となっている。街路樹の管理は、道路管理者ではなく、各区役所の公園課が行っているところが特徴的であり、公園管理課は、計画、マニュアル作成、システムの担当などを担っている。

(2) 質疑応答

Q 仙台市の造園職の人数はどれぐらいか。

A 現在35名で、政令指定都市の中では少ないほうである。

Q 国土交通省GISのシステムを活用しているか。

A 仙台市が使用している街路樹のGISデータは、国交省のシステムとは異なる。そのため災害対策には使えずあくまで、財産管理としての台帳システムになっている。

Q 街路樹の包括外部委託は行っているか。

A まだ行われていない。時折話が出るが、維持管理水準を維持するためには、コストが大幅に増加す



【質疑風景】

るため、現時点では検討していない。

Q 害虫対策に薬剤散布は行っているか。

A 現在はほとんど行われていない。アレルギーなどの健康被害のリスクを考慮し、樹幹注入剤を使用している。

Q 景観地区における壁面後退について、住民の反応はどうか。

A 私権の制限になるため、反発もあるが、地域住民との話合いの結果、条例で定めている。

Q 街路樹の管轄は当初から公園管理課だったのか。

A かつては建設課という課で道路管理部門と一体であったが、組織再編により、街路樹は造園職がいる公園管理課に属することになった。緑を守る側と道路の安全を守る側でうまく均衡・共存できている。

Q 公園管理課と区役所の公園課の連携はどうなっているか。

A 定期的な打合せやワーキングなどを実施し、密に連携している。

Q 景観条例と景観法の違いは何か。また、景観法制定後の景観条例の変更点は何か。

A 景観条例は、景観法制定前から、内部で検討を重ねながら設定された。現在は大きな理念は景観法に、具体的な施策は景観条例に定められている。

仙台市では、戦災復興で整備された緑道や並木が、市民の誇りであり、全国からも認められるようになった。景観条例は、予防策として、既存のものを認めながら景観が悪化しないよう、良好な景観を維持していくためのルールを定めている。

法律制定後も、条例は法律で定められている内容を補完する形で、体系を変えた。

Q 街路樹の配置と高さの基準はどうなっているか。

A 特に高さの基準はない。自然樹形を生かした剪定管理



【質疑風景】

が基本。電線などの障害物がある場合は、必要に応じて剪定する。間隔については、街路樹マニュアルに樹種ごとの適正な間隔などが示されている。

Q 街路樹管理について国や県からの予算もあるのか。また、落ち葉などの清掃に係る予算はあるか。

A 車道については道路清掃車で落ち葉を回収しているが、歩道の落ち葉清掃については、近隣住民や地域の方々の方々の協力でやってもらっており、支援として落ち葉回収用ゴミ袋の配布などを行っている。

Q 市民ボランティアや企業等への何らかの支援制度はあるか。

A おもてなし花壇の整備には、企業からの寄附金を使用している。
市民ボランティアの公園における活動に対する助成制度はあるが、道路空間での活動に対する支援は行っていない。安全面を考慮し、道路空間でのボランティア活動を積極的に推進することはしていない。

(3) 現地視察（定禅寺通、広瀬通、西公園通）

概要説明（一般社団法人日本造園業協会東北総支部）

- ・定禅寺通はケヤキの4列並木という珍しい街路樹になっている。東二番町通という仙台市内で一番大きな道路は国道だが、街路樹の維持管理は仙台市に委託されている。
- ・去年の緑化フェア開催の半年前に、造園協会整備員の約200名がボランティアでケヤキの幹洗浄を実施した。20年前にも実施し、20年間のすす、コケがどのぐらい分かる。ケヤキの根が植樹ますまで伸びていることから、道路を計画する際には植樹ますを広くすることが重要ということを示している。
- ・定禅寺通のケヤキは樹高が高くなり過ぎたため、高所作業車を使って剪定を行っている。中の枝を新しく出して、3メートルぐらい樹高を下げの計画である。仙台空襲以降に植えているため、樹齢としては、約100歳になる。歩道に降った雨水をケヤキの根っこ



【視察風景】

- に供給する浸透ますを設置しており、ここまでやるのは珍しい。
- ・腐ったり悪くなった木は、健全化調査で樹木医が診断の上、市場で買える最大の木に植え替えられる。駄目な木から1本ずつ替えていく。
 - ・定禅寺通の真ん中は道路ではなく緑地となっているため、警察の道路使用許可や占有許可を取らずとも、公園課の許可があれば、イベントに使用できる。青葉祭、ジャズフェスティバル、光のページェントなどのイベントが行われている。
 - ・来年から車道を1車線潰して、歩道を広げる工事が始まる。もっと緑地を広げて歩道をイベント等に活用できるよう整備し、街を活性化しようという狙いとのことである。
 - ・広瀬通の街路樹はイチョウである。仙台市の管理区間は、造園の透かし剪定の技術により三角形を作っている。木の形がきれいなので落葉しても鑑賞に堪える。一方、国道の管理区間は、ぶつ切り剪定をしているため、木の形が異なる。根上がりの対策についても、仙台市は、根を切るのではなく、削って養生するなど、木を大事にする。同じ時代に植えた木でも管理者によって大きく変わる。違いは造園職の採用がある。国は二、三年で担当が変わってしまう。
 - ・透かし剪定では5年に1回しか剪定しないが、国土交通省のぶつ切り剪定はほぼ毎年行っている。やらないと次年度の予算がつかないというのが問題である。
 - ・西公園通の街路樹はトウカエデであり、全体的に丸く楕円形に整うように、透かし剪定を行って木姿を整えている。
 - ・剪定については、基準を定めており、年2回の剪定講習会で、技術を継承している。



【定禅寺通にて】



【剪定の説明を受ける】

2 調査事項：動物愛護に関する取組事例について

(1) 概要説明

ア 宮城県の動物愛護に関する取組について（宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課技術副参事兼総括課長補佐 川本 剛）

- ・宮城県では宮城県動物愛護管理推進計画を策定し、3つの基本理念に基づいた施策を進めている。基本理念の1つ目は、動物愛護を通じた生命を大切に作る心の育成であり、令和12年度までに犬と猫の引取り数を年間800頭に作る目標を立てている。
- ・基本理念の2つ目は動物の適正な管理に基づいた人と動物が共生する社会の形成であり、犬の苦情件数を年間450件、猫の苦情件数を年間950件に減らす目標を立てている。また、動物の適正な管理に向け、マイクロチップの登録数を延べ8万5000件にする目標を立てている。
- ・基本理念の3つ目は動物の愛護と管理に関する県民合意の形成と協働関係の構築であり、令和12年度までに動物愛護推進員を全県で100名にする目標を立てている。
- ・犬と猫の引取り頭数の状況について、平成25年には、犬と猫合わせて4403頭の引取りがあったが、令和5年度には、793頭に減少し、令和12年の目標を達成した。動物愛護思想の醸成、終生飼養、不妊去勢による繁殖制限措置などを継続的に指導していくことで、さらに引取り頭数を減らすことを目指す。
- ・犬の苦情件数の状況について、平成25年度には1137件の苦情があったが、令和5年度には530件に減少し、令和12年の目標達成まであと一歩というところである。放浪犬に関する相談が全体の62.1%を占めていることから、犬はきちんとつないで飼い、係留器具やフェンスを点検するよう指導していく必要がある。鳴き声による苦情もあるため、飼い主に対して適切な飼養管理を指導していく必要がある。
- ・猫の苦情件数の状況について、令和5年度は1554件あり、そのうち、飼えなくなったので引き取ってほしいという相談が全体の64.7%を占めている。終生飼養の普及啓発、飼い主のいない猫の不



【説明を受ける】

- 妊去勢の徹底、給餌・排泄の管理、無責任な野良猫への給餌の指導などが必要である。
- ・マイクロチップの登録数の状況については、順調に増加している。動物販売業者には、マイクロチップ装着の義務が課せられており、指導監督を徹底するとともに、既に犬や猫を飼っている人にも、マイクロチップの意義を普及していく。
 - ・動物愛護推進員は、地域に根づいた動物愛護活動を行っているが、目標の100名に遠く及ばない状況であり、目標達成に向けた対策が必要と認識している。
 - ・犬と猫の引取り状況について、引取り数は着実に減少しているが、依然として全体の67.2%が90日齢以下の子猫である。これをさらに減らしていくためには、飼い主に対する不妊去勢手術の普及啓発、飼い主のいない猫の繁殖制限措置の推進が必要と考えている。
 - ・引き取った犬と猫の措置状況について、令和2年度と令和4年度には、引き取った犬の返還・譲渡率が100%を達成した。令和5年度の殺処分頭数は15頭であり、その全てが譲渡不適によるものであった。
 - ・来年度に、飼い主が犬を飼い続けられなくなった場合に、新しい飼い主を探すためのマッチングサイトを立ち上げる準備を進めている。
 - ・引き取った猫の令和5年度末の返還・譲渡率は69%であり、殺処分数は減少しているが、収容中に死亡する子猫が多く、譲渡適性のない猫も多い。
 - ・令和4年度から、収容中の死亡する子猫を減らし、新しい飼い主への譲渡につなげるため、ミルクボランティア制度を立ち上げた。ミルクボランティアは、県民から選出され、子猫の給餌や排泄の補助などをボランティア活動として行っている。この取組によって、子猫の収容中死亡が減り、殺処分も減っていくことを目指す。
 - ・飼い主のいない猫の不妊去勢事業については、平成26年度から、宮城県獣医師会が実施する飼い主のいない猫の不妊去勢事業に、県が経費を補助する仕組みとして実施している。
 - ・平成26年度に事業開始し、



【食と暮らしの安全推進課からの説明】

- 雄3000円、雌6000円の助成で、予定頭数400頭のところ、9月開始のため実施頭数は174頭であった。
- ・平成27年度は予定頭数とほぼ同数の365頭の不妊去勢を実施した。
 - ・平成29年度から、県議会からの指摘により予定頭数を400頭から600頭に増やした。
 - ・令和元年度には、県議会の一般質問で額が十分ではないとの指摘を受け、獣医師へのアンケート調査結果に基づき、助成金額を雄6000円から1万2000円に、雌6000円から1万2000円に倍増し、予定頭数も800頭に増やした。
 - ・令和3年度以降は年間1000頭を超える利用があり、順調に推移している。医師会の負担も考慮すると、現状の規模が限界と判断しており、これ以上の規模拡大には抜本的な仕組みの見直しが必要と考えている。
 - ・事業の財源としては、令和3年度から、動物愛護事業に限定した、ふるさと納税を活用しており、約1000万円の予算のうち、約700万円をふるさと納税で、約300万円を一般財源で賄っている。
 - ・来年度予定の施策としては、多頭飼育崩壊事案の増加に対応するため、県で不妊去勢手術を実施する予定である。また、社会福祉部局と連携し、多頭飼育問題への早期介入を進めるとともに、多頭飼育問題に関する研修会を継続実施する。
 - ・動物基金さくらねこ不妊去勢事業との関わりについては、宮城県の事業には積極的に組み入れる対応は取っておらず、保健所に相談があった場合に、さくらねこ動物基金の制度に基づいた助言をしている。しかし、宮城県内に協力動物病院が1つしかないため、活用には課題がある。沖縄県のほうが、さくらねこプロジェクトの活用実績が多いと認識している。

イ 飼い主のいない猫の不妊手術に対する助成制度について（宮城県獣医師会）

- ・助成対象は仙台市を除く県内に生息する飼い主のいない猫で、個人または団体が会員動物病院の協力を得て不妊去勢手術を行う場合、費用の一部



【宮城県獣医師会の説明】

を助成する。飼い猫は対象外である。また不妊去勢手術後の助成申請も不可としている。申請の際には、第三者の同意を得るという制限をつけている。

- ・助成金の申請は年度初めから2月上旬までで、予算が消化され次第終了となる。手術実施場所は県内の協力病院59か所となる。
- ・平成26年から本事業を開始しており、県からの補助金助成を受けながら事業拡大している。ボランティア団体との連携について、特定団体との連携はないが、県の認定団体とは積極的に連携し、事業周知と手術実施を行う。
- ・予算のほとんどは県からの補助金である。獣医師会の役割としては、広報、連絡調整、申請者への助成業務などを行っている。
- ・周知は県のホームページやチラシで実施しており、市町村にも情報共有して事業を実施している。
- ・動物基金「さくらねこ」無料不妊手術事業とは関連性はないが、県の保健所が助成対象を見定めて活用している。
- ・特定病院での手術頭数が多いこともあり、1病院当たりの手術数に制限がある。
- ・飼い猫の助成についても多くの要望があるものの、予算面での課題もあり、現時点では対象としていない。

ウ 動物愛護センターの役割、保護犬及び保護猫の譲渡推進の取組について（宮城県動物愛護センター所長 平塚雅之）

- ・宮城県動物愛護センターは動物愛護思想の普及と動物の危害防止による人と動物の共存環境づくりを目的として設置されている。
- ・昭和58年に基本計画を策定し、平成元年に開設された。県内にはほかに動物行政を担う関連施設として5つの保健所と4つの支所がある。
- ・センターの職員は13名であり、職員7名、会計年度任用職員6名で、職員のうち4名が獣医師である。
- ・主な業務としては、動物愛護と収容動物の管理などである。敷地内に愛護館、管理棟、収容棟、



【宮城県動物愛護センターの説明】

- 焼却炉 2 基の施設を有する。
- ・動物愛護管理行政について、初期は狂犬病予防と人への危害防止が重視されていた。近年は人と動物の共生、動物愛護精神の涵養、殺処分ゼロ、動物虐待対応が求められている。全国的に管理から愛護、譲渡へのコンセプト転換が進んでいる状況である。
 - ・開設当初は年間 1 万頭以上の収容だったが、現在は数百頭に減少。猫の問題が依然として大きい。犬猫の殺処分頭数は平成20年の4000頭以上から減少傾向にあり、ゼロを目指している。
 - ・譲渡・返還割合は年々増加しており、犬は約 6 割、猫は約 5 割が新しい飼い主へ譲渡されている。
 - ・動物愛護事業としては、ふれあい広場でのウサギ、モルモット、犬、猫などとの触れ合いを行っている。馬、ヤギも飼育している。
 - ・動物とのふれあい教室として学校、公民館、幼稚園等へ出張授業や夏休み一日飼育体験などを実施し、動物との触れ合いと危害回避を指導している。
 - ・動物管理業務として、仙台市を除く保健所で捕獲している動物の収容と管理、負傷動物の収容と治療、またやむなく殺処分するもの及び収容中に亡くなくなってしまうものについての焼却を行っている。

(2) 質疑応答

Q 沖縄県のセンターでは飼い主のいない猫は基本的には受け取らないが、貴センターで引き取っているのはどのような整理になっているのか。

A 飼い主がいない野良猫で、自らその地域で生きているような猫については引き取らない。引き取るのはあくまでも飼い主がいることが前提で、誰が飼い主なのか分からない迷子の猫がいるので、引き取ってくださいという要望については、法の趣旨にのっとり状況を確認した上で引き取っている。

Q センターで引き取った猫について、県獣医師会の不妊去勢事業は受けられるのか。



【質疑風景】

A センターから譲渡する場合は、全て手術済み、マイクロチップ装着済みとしている。

Q ボランティア団体との連携は行っているか。

A 登録譲渡団体として活動している団体や個人と連携して活用している。県のホームページで譲渡対象の情報を公開している。

Q 数値目標について、犬及び猫の引取り数とした経緯は何か。

A 目標について、引取り数にするか、殺処分数にするかは議論になったところであるが、飼い主として終生飼養を責任もって行ってもらうことを重視し、引取り数を目標として設定した。

Q 引取り数を目標に設定すると、行政側が引き取らなければ目標達成するということにもなるが、飼い主の分からない猫についても、引き取るという状況は変わらないのか。

A そうである。法の趣旨でも引き取らなければならないという立てつけになっており、いろいろな条件や事情がある場合は拒否できるということになっている。引取り要望の理由について、合理的なものであれば応じなければならない。

Q 多頭飼育の問題について、福祉部門との連携は行っているか。

A 福祉部門との連携は行っている。情報はケースワーカーから来ることが多く、一緒に立入りすることもある。福祉の専門家の協力を得ないとうまくいかないことが多く、連携を深めるため研修実施に着手した。

Q 動物愛護推進員の人数増加についてどのように取り組むか。

A 実際には、動物愛護の活動を十分に継続的に時間を割いてやっていくことができないという方は多いと認識している。推進員の活動の紹介や、ボランティアの協力を呼びかけている。



【質疑風景】

Q ボランティアの方々への報酬等はあるか。

A 研修に係る旅費等は県で予算措置しているが、通常の活動は完全にボランティアという扱いで理解をいただいている。

(3) 現場視察（宮城県動物愛護センター内）

概要説明（宮城県動物愛護センター所長 平塚雅之）

- ・愛護棟には、動物の展示スペースや譲渡対象の猫と犬の展示スペースがある。平日は10時から13時まで開放され、一般の方や団体が来場する。ふれあい広場は幼稚園などの団体がふれあい教室で利用する。ふれあいの一環として、馬やヤギ、クジャクなども飼っている。犬の教習などは行っていない。餌などは、寄附を受け付けている。
- ・猫の譲渡会を2か月に1回開催している。1回約20頭の猫を譲渡対象とし、約半数が新しい飼い主へ引き取られている。今年度は既に90頭以上の猫が譲渡されている。また、ミルクボランティアに協力を得て、自宅で猫を引き取り、ミルクや離乳食を与えて育ててもらい、ある程度大きくなったら不妊去勢手術を行って譲渡に出すという形も取っている。
- ・犬猫の引取りなどは、保健所が直接の窓口となっており、動物愛護センターは、保健所で引き取ったものが搬入されてくるのを受け入れる形である。
- ・焼却炉は2基あるが、現在はほとんど使っていない。殺処分についても、炭酸ガスではなく、麻酔薬で眠るように安楽死させている。負傷がひどく、回復の見込みがない、生かしておくほうが苦痛を長引かせるといった場合は譲渡不適として、安楽死にしている。
- ・隔離室では、収容された動物を感染症や寄生虫の有無を確認するため、一定期間隔離する。状態がよければ別室に移していく。
- ・検査室では負傷動物の治療や、譲渡のための不妊去勢手術を行っている。手術は、センターの獣医師4名で年間170頭ほどを実施している。



【現場視察風景】

以上